

令和7年（ネ）3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） サファリ・ディマン・ヘイダーほか1名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

## 意見陳述要旨（一審原告ら代理人）

2026年5月29日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士	浦城知子
同	岡本翔太
同	小川隆太郎
同	駒井知会
同	鈴木雅子
同	高田俊亮

- 1 この裁判でサファリさんとデニズさんは何を求めているのか、この裁判で何が問われているのか、整理したいと思います。
- 2 第一に、この裁判で私たちはサファリさんとデニズさんの個別救済を求めています。二人は、長期収容および2週間仮放免という入管による恣意的拘禁によって、人間の尊厳を奪われ、地獄の苦しみを余儀無くされました。在留資格があろうと無かろうと、人間であることには当然変わりはありません。人間の尊厳に由来する基本的人権が保障されています。

すなわち、本件で問われているのは人権の普遍性です。憲法の前文にはこうあります。

「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生

存する権利を有することを確認する。」

ここに我が国の憲法が人権の普遍性を原則としていることが確認できます。

人身の自由は、基本的人権の中でも最も基本的な権利の一つです。在留制度の枠内でのみ保障される性質の権利ではありません。「在留の許否」という行政的な身分管理と、「収容」という身体の自由の剥奪を伴う強制措置とでは、法的性質も国際人権法上の制約も根本的に異なります。自由権規約委員会は、一般的意見35号の paragraph 18において、入管収容が規約9条1項の厳格な審査（合理性・必要性・比例性）に直接服することを明言しており、出入国管理権限が条約の適用範囲を縮減・制限するとは全く認めていません（甲A28・ paragraph 18、甲A81・7～8頁）。

自由権規約9条1項に基づく恣意的拘禁の禁止という文脈において、恣意的拘禁を正当化する根拠として、国際慣習法やマクリーン判決の枠組を用いることは、論理的にも法的にも明らかな誤りなのであります（甲A81・39～42頁、甲A87・3頁、甲A88・4～5頁、甲A89・151頁）。

人権の普遍性、これがこの裁判の第1のテーマです。

- 3 この裁判における第2のテーマ、それが憲法三大原則の一つ、国際協調主義です。

憲法前文は、こう謳っています。

「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふ」

そして憲法98条2項が、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定めています。

本件での一番原告の請求における最大にユニークな点は、国際人権条約、具体的には自由権規約第9条に基づき、請求および主張をしているということです。

国内法上の序列として、条約が法律に優位するという事は、政府見解・通

説・判例です。法令は条約に適合するように制定され、また解釈・適用もされなければなりません。また、条約に抵触する限りにおいて、法令や処分は適用を退けられることとなります（甲A57・19頁）。

条約違反を国内の法律によって正当化することは不可能です。日本の国内法制度との不整合や国内法制度への影響を、自由権規約の解釈の根拠として持ち出すことは憲法上、許されません。これは条約法条約に照らしても明らかなことです（甲A86・2～3・8～9頁、甲A87・3～4頁、甲A89・147～148頁）。

特に自由権規約については、国内的効力を有し、裁判規範として直接適用可能であるということが、いくつもの裁判例で認められています。

それでも一昔前までは、日本の裁判所で国際人権条約に基づく主張を行っても、どうせ裁判所はまともに取り上げてくれないという風潮がありました。

しかし時代は変わりました。2008年国籍法違憲判決、2013年婚外子相続分違憲決定、及び2024年旧優生保護法違憲判決において明らかなように、最高裁大法廷は、今や、その判断において国際人権条約そのものに留まらず、条約機関の出す一般的意見や総括所見等をも考慮するようになっています（甲A57・22頁脚注1、甲A88・5頁）。

本件では、自由権規約9条の解釈において、自由権規約委員会がまとめた一般的意見35号が、「有権的な指針」として誠実に考慮されなければなりません（甲A54・23～26頁、甲A86・7～8頁）。

そもそも一審被告は、自由権規約を批准するにあたって何らの留保も付していません。さらに一般的意見35号に関しても、一審被告は、その起草過程に関与していたにもかかわらず、合理性・必要性・比例性という恣意的拘禁の3要件を示したパラグラフ12については何らの意見も提出していません（甲A86・3～4頁）。

これは、自由権規約を留保なしにすべて遵守することが条約批准時に示

された国としての意思であること、そして一般的意見35号を入管法解釈に反映させることにも異存はなく、恣意的拘禁の3要件を受け入れることを国として同意してきたということに他なりません。

- 4 本件における自由権規約の解釈・適用にあたって、一般的意見と並んで、特に注目すべきは、一審原告らの収容について、国連人権理事会の下に設置された恣意的拘禁作業部会が、一審被告からの反論を得た上で、自由権規約9条等の国際人権法との適合性を精査し、同条に違反することを明確に述べ、一審原告らに対する賠償を命じた意見が存在するということです（甲A26）。

同作業部会は、各国政府や国際機構等から推薦された候補者の中から、専門性、独立性、公正性、客観性等の基準により選定され、国連人権理事会の承認に基づいて任命された世界を代表する恣意的拘禁に関する専門家集団です（原判決13頁）。

一審被告は、国際社会の場においては、その国連に提出した自発的誓約として、「(恣意的拘禁作業部会を含む) 特別手続の役割を重視。特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のため、今後もしっかりと協力していく」と述べています（甲A19、甲A20）。

特に恣意的拘禁作業部会については、一審被告は、その設置決議に賛成するのみでなく、2016年に人権理事会が行った決議の共同提案国となり、「恣意的拘禁に関する作業部会の作業の重要性を強調する」と述べ、すべての国に対して、「自国の法律、規則、慣行が、関連する国際基準及び適用される国際的な法律文書に引き続き適合するよう、適切な措置をとること」を求めてすらいるのである（甲A21、甲A22）。

- 5 ところが一転、国内での話となると態度が豹変していると言わざるを得ません。一審被告は、入管法や一審原告らの収容について、同作業部会によって、国際人権法違反であると具体的に指摘されるや、同作業部会の意見にしたがいませんでした。さらに本訴訟においても、一審原告らが5名の国際人権法学者の一致した

意見書を提出しているのに対して、現在に至るまで、国際人権法の専門家による意見などを全く提出することなしに、条約法条約にも反する主張を続けているのです。

かかる一番被告の対応は、国際的な場面と国内的な場面とでダブルスタンダードとなっていると言わざるを得ません。

このことは、条約を誠実に遵守する義務を定める憲法98条2項に違反するのみならず、国際協調主義という憲法前文に示された原則に反しています。また自由権規約上も、人権を尊重し確保する義務を定める自由権規約2条1項に違反しているというべきです。

- 6 人権の普遍性、そして国際協調主義。これら法の正義に照らせば、サファリさんとデニズさんを救済すること、そして二度と同様の被害が繰り返されないよう、恣意的拘禁を禁止する自由権規約9条に抵触する限りにおいて入管法の適用を退けられ、入管法が自由権規約9条に適合するよう解釈・適用されるべきことを、裁判所は、判決において示さなければなりません。

この裁判の当事者となっているのは二人ですが、この二人は自分達だけのために戦っているではありません。その背後には、既に収容中に亡くなった者も含め、入管収容によって苦しめられている多くの被害者達の想いが、良識ある多くの日本人や市民の声が共にあります。

第二次世界大戦は、マイノリティへの憎悪の果てに繰り返されました。ナチスドイツ政権は、ユダヤ人を収容することによって、すなわち恣意的拘禁によってホロコーストを行ったということが想起されるべきです。戦後、先人達は、その反省から自由権規約を作ったのです。特にマイノリティとの関係において、恣意的拘禁の禁止は、歴史的に重要な文脈をもっている法なのです。この歴史のバトンを、貴裁判所が受け止め、下される判決により次世代へと受け継がれることを信じて、一番原告らの意見陳述を終わります。

以上